

# 社会福祉法人えびす会役員等報酬規程

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人えびす会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## （役員等の報酬等）

第2条 役員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## （報酬等の支給）

第3条 役員及び役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 交通費は、その実費とする。

## （役員及び役員等の報酬等の算定方法）

第4条 役員及び役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表第1に定める額

（2）役員及び役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## （当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

## （報酬等の支給方法）

第6条 役員及び役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

## （公表）

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## （改廃）

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成16年1月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

## 別表 1 (役員等の報酬)

### (1) 評議員

|                     | 日 額      |
|---------------------|----------|
| 評議員会への出席            | 5, 000円  |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10, 000円 |

### (2) 理事

|                     | 日 額      |
|---------------------|----------|
| 理事会等会議への出席          | 5, 000円  |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10, 000円 |

### (3) 監事

|                     | 日 額      |
|---------------------|----------|
| 理事会等会議への出席          | 5, 000円  |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10, 000円 |